

島原地域広域市町村圏組合登録調査員による介護認定調査に関する要綱

令和2年4月1日告示15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第2項の規定により行う介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る認定調査（以下「調査」という。）業務の効率的な運営を図るため、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）に登録する介護認定調査員（以下「登録調査員」という。）の業務内容等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 登録調査員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 調査（新規申請を除く。）
- (2) 調査結果その他必要事項の電算機器への入力
- (3) 業務遂行上必要な研修及び会議（以下「研修等」という。）への出席
- (4) その他介護保険課長が必要と認めるもの

(委嘱)

第3条 登録調査員は、保健師、看護師、准看護師、介護支援専門員、社会福祉士及び介護福祉士のいずれかの資格を有する者で、登録を希望する者の中から選考等により決定し管理者が委嘱する。

(登録時の提出書類)

第4条 登録調査員として登録される者は、次に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 調査に使用する車両の車検証、自賠責保険証及び任意保険証の写し
- (4) 資格を証明するものの写し
- (5) 誓約書
- (6) その他管理者が定める書類

(登録の更新と抹消)

第5条 登録調査員の登録は年度毎とし、登録調査員から登録抹消の意思が示されない場合は、自動更新とする。

- 2 登録調査員は、登録を抹消したい場合は、管理者にその旨を申し出なければならない。
- 3 組合は、登録調査員が次のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができる。なお、抹消する場合は少なくとも30日以内に予告を行うものとする。
 - (1) 調査業務の休廃止又は縮小その他業務の運営上やむを得ないとき
 - (2) 勤務成績不良で、業務に適しないと認められるとき

- (3) 心身の故障により業務に堪えられないと認められるとき
- (4) 業務に関連して不正行為があったとき
- (5) その他管理者が業務に適さない行為があったと認めるとき
(身分の証明書)

第6条 登録調査員は、身分証明書（様式第1号）を常に携帯し、関係人から請求があったときはこれを提示しなければならない。また、調査中はわかりやすい位置に着用しなければならない。

- 2 登録調査員が登録を抹消したときは、直ちに身分証明書を返還しなければならない。
(調査区域)

第7条 登録調査員の調査区域は、島原市、雲仙市及び南島原市とする。ただし、特に必要と認めるときは、調査区域を超えて調査を行わせることができる。

(調査に使用する車両)

第8条 登録調査員は、自己の所有する車両を用いて、調査を行うものとする。

(実施状況の報告)

第9条 登録調査員は、原則として、毎月5日までに前の月の調査実績を認定調査員業務報告書（様式第2号）にて報告しなければならない。

(調査費用及び費用弁償)

第10条 調査費用については、1件当たり4,000円とする。月の1日から末日までを計算期間とし、翌月21日に支給する。ただし、支給日が祝日法による休日（以下この項において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 登録調査員の職務のための旅行に係る費用弁償の額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第11号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、その者の職務の級は給与条例第3条第1項に規定する給料表における1級に相当するものとする。

(守秘義務)

第11条 登録調査員は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(災害補償)

第12条 登録調査員の災害補償については、島原地域広域市町村圏組合委託業務等に係る災害補償に関する規程（令和2年島原地域広域市町村圏組合訓令第1号）に定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合非常勤職員による介護認定調査員に関する要綱の廃止)

2 島原地域広域市町村圏組合非常勤職員による介護認定調査員に関する要綱(平成17年島原地域広域市町村圏組合告示第6号)は、廃止する。

様式第1号（第6条関係）

（表面）

| | | | | |
|--|-----------------|---|---|------|
| 島原地域広域市町村圏組合 | 第 | — | 号 | |
| 介護保険認定調査員証明書 | | | | |
| 氏名 | | | | |
| | (| 年 | 月 | 日生) |
| 上記の者は、島原地域広域市町村圏組合の介護保険認定調査員であることを証明します。 | | | | |
| | (有効期限： | 年 | 月 | 日まで) |
| | 年 | 月 | 日 | 発行 |
| 保険者 | 島原地域広域市町村圏組合管理者 | | | 公印 |

（裏面）

| | |
|----------------|--------|
| 年度島原地域広域市町村圏組合 | |
| 介護保険認定調査員 | |
| 写真 | (ふりがな) |
| | 氏名 |

様式第2号（第9条関係）

認定調査員業務報告書

| |
|-------|
| 年 月 分 |
|-------|

氏名 _____ 調査件数 _____ 件 研修等への参加 _____ 日

1 認定調査実績

| | 日時 | 被保険者番号 | ※地区外 |
|----|-----|--------|------|
| 1 | 月 日 | | |
| 2 | 月 日 | | |
| 3 | 月 日 | | |
| 4 | 月 日 | | |
| 5 | 月 日 | | |
| 6 | 月 日 | | |
| 7 | 月 日 | | |
| 8 | 月 日 | | |
| 9 | 月 日 | | |
| 10 | 月 日 | | |
| 11 | 月 日 | | |
| 12 | 月 日 | | |
| 13 | 月 日 | | |
| 14 | 月 日 | | |
| 15 | 月 日 | | |
| 16 | 月 日 | | |
| 17 | 月 日 | | |
| 18 | 月 日 | | |
| 19 | 月 日 | | |
| 20 | 月 日 | | |
| 21 | 月 日 | | |
| 22 | 月 日 | | |
| 23 | 月 日 | | |
| 24 | 月 日 | | |
| 25 | 月 日 | | |
| 26 | 月 日 | | |
| 27 | 月 日 | | |
| 28 | 月 日 | | |
| 29 | 月 日 | | |
| 30 | 月 日 | | |

| | 日時 | 被保険者番号 | ※地域外 |
|----|-----|--------|------|
| 31 | 月 日 | | |
| 32 | 月 日 | | |
| 33 | 月 日 | | |
| 34 | 月 日 | | |
| 35 | 月 日 | | |
| 36 | 月 日 | | |
| 37 | 月 日 | | |
| 38 | 月 日 | | |
| 39 | 月 日 | | |
| 40 | 月 日 | | |
| 41 | 月 日 | | |
| 42 | 月 日 | | |
| 43 | 月 日 | | |
| 44 | 月 日 | | |
| 45 | 月 日 | | |
| 46 | 月 日 | | |
| 47 | 月 日 | | |
| 48 | 月 日 | | |
| 49 | 月 日 | | |
| 50 | 月 日 | | |
| 51 | 月 日 | | |
| 52 | 月 日 | | |
| 53 | 月 日 | | |
| 54 | 月 日 | | |
| 55 | 月 日 | | |
| 56 | 月 日 | | |
| 57 | 月 日 | | |
| 58 | 月 日 | | |
| 59 | 月 日 | | |
| 60 | 月 日 | | |

2 研修等への参加状況

| | 日時 | 研修内容 |
|---|-----|------|
| 1 | 月 日 | |
| 2 | 月 日 | |

3 その他

| |
|--|
| |
|--|